

瀬戸市水道事業管理規程第4号

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程（平成18年瀬戸市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道課)</p> <p>第3条 水道課に<u>次の係を置く。</u></p> <p>(1) <u>経営係</u></p> <p>(2)から(4)まで <省略></p> <p>2 <u>経営係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(13)まで <省略></p> <p>3から5まで <省略></p> <p>(浄水場管理事務所)</p> <p>第4条 浄水場管理事務所<u>においては、おおむね</u>次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>	<p>(水道課)</p> <p>第3条 水道課は、水道施設の整備及び適正な維持管理により、安全で安価な水の安定した供給を図るため、<u>次の係を置く。</u></p> <p>(1) <u>管理係</u></p> <p>(2)から(4)まで <省略></p> <p>2 <u>管理係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(13)まで <省略></p> <p>3から5まで <省略></p> <p>(浄水場管理事務所)</p> <p>第4条 浄水場管理事務所は、浄水場の施設、設備の適正な維持管理により、<u>原水の適切な浄化を行うため、</u>おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。